

「長野県福祉医療費給付事業検討会」検討結果の概要

1 見直し検討の要因等

- ・平成14年10月の「福祉医療制度のあり方検討委員会」提言で「概ね3年ごとに制度の見直し作業を行うことが適当である。」とされていること。
- ・平成18年4月の障害者自立支援法の施行と、平成18年度からの医療制度改革の実施により、福祉医療制度を取り巻く環境が変化したこと。

2 検討会の検討項目

- ・精神障害者の給付対象範囲と所得制限の見直し
- ・老人(68・69歳)の見直し

3 検討結果

区 分		現 行	見 直 し 結 果
精神障害者 (通院のみ)	対象範囲	精神保健福祉手帳1級	精神保健福祉手帳1級
	所得制限	市町村民税非課税世帯者	特別障害者手当準拠
	対象範囲	-	精神保健福祉手帳2級
	所得制限	-	所得税非課税者
老 人	対象範囲	老人(68・69歳)	廃 止
	所得制限	市町村民税非課税世帯者	

精神障害者について

- ・対象範囲を、精神保健福祉手帳1級所持者から2級所持者まで拡大することが適当である。
- ・所得制限は、1級所持者は「特別障害者手当準拠」までに引き上げ、2級所持者は「所得税非課税者」までを適用することが適当である。
- ・入院については、引き続き給付対象外とする。

老人(68・69歳)について

- ・医療制度改革により、医療保険制度における高齢者の概念が変わり、当該助成の位置付けが曖昧となったことから、当該助成は廃止することが適当である。

実施時期

- ・精神障害者については、平成20年度以降において、財政状況等を勘案する中で可能なものから実施することが適当である。

- ・老人（68・69歳）については、平成19年度をもって廃止することが適当である。ただし、平成20年3月31日現在の受給者で、平成20年4月1日以降も引続き受給資格要件を満たす者については、経過措置を設けて医療費の助成を行うものとする。なお、経過措置期間中の受給者負担金は、改正健康保険法に基づき70歳から74歳の高齢者に適用される医療費自己負担割合（2割）を準用する。

その他

県は、市町村及び関係団体と協調して、平成20年度以降においても福祉医療制度の内容等について見直し検討を行っていくことが適当である。